



# 佐賀県公報

平成19年  
3月5日  
(月曜日)  
第12874号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

- 道路の区域の変更 (九八・道路課) 一
- 道路の供用開始 (九九・ ) 一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 ( ) 二

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月五日から平成十九年四月四日まで佐賀県交通部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月五日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
県道 嬉野山内線	武雄市西川登町大字神六字藤兵衛谷二四八五七番一地先から武雄市山内町大字犬走字森三三八五番一地先まで	武雄市西川登町大字神六字藤兵衛谷二四八五七番一地先から武雄市山内町大字犬走字森三三八五番一地先まで	後	四二・七	八三二・〇
	武雄市西川登町大字神六字藤兵衛谷二四八五七番一地先から武雄市山内町大字犬走字森三三八五番一地先まで	武雄市西川登町大字神六字藤兵衛谷二四八五七番一地先から武雄市山内町大字犬走字森三三八五番一地先まで	前	四三・四	八四〇・七

### ●佐賀県告示第九十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年三月五日から平成十九年四月四日まで佐賀県交通部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月五日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 嬉野山内線	武雄市西川登町大字神六字藤兵衛谷二四八五七番一地先から武雄市山内町大字犬走字森三三八五番一地先まで	平成一九・三・五

## ○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年4月23日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成19年3月5日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成19年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人青空

(2) 代表者の氏名 中山 婦美子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲2011番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害を持つ人々に対して、心身ともに自立した生活を営む事ができるよう福祉サービスに関する事業を行い、安心して生活できる地域社会の構築に努力することによって、福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

(1) 名称 特定非営利活動法人ゆとり

(2) 代表者の氏名 山口 俱司

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県武雄市武内町大字真手野20149番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者及び子供等支援を必要とする人達に対し、住み慣れた地域で、その人らしく尊厳を持って生活が送れるよう支援を行い、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年4月23日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成19年3月5日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成19年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月五日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷